

特別養護老人ホーム 福寿荘 短期入所生活介護重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

1) 事業者

施設名	特別養護老人ホーム福寿荘
指定番号	指定短期入所生活介護(熊本県 4373101494号)
所在地	熊本県球磨郡湯前町836番地
管理者の氏名	樋口 大祐
電話番号	0966-43-3151
FAX番号	0966-43-3286

2) 施設の従業者体制

	業務の内容	従業者		
		常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1		1
医師	健康管理及び療養上の指導		委託1	委託1
生活相談員	生活相談及び指導	1		1
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能チェック及び指導、保健衛生管理	1		1
介護職員	介護業務	3		3
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1		1
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康保持のための指導	1		1
計画作成担当者	介護老人福祉施設サービス計画の作成等	1		1

3) 施設の概要

定員 6名

○居室 3室

2人部屋 3室

○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子や食器類を備えています。

○浴室

浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

○洗面所及び便所

必要に応じて居室のある棟ごとに洗面所や便所を設けています。

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さをもつ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

○その他の設備

設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・介護職員室等を設けています。

3 サービスの内容

1) 基本サービス

- ①食 事 朝食： 8：00～8：45
昼食： 12：00～12：45
夕食： 17：00～17：45
- ②介 護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、施設内移動の付き添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話。
- ③入 浴 最低、週2回入浴可能です。特別浴又は清拭となる場合があります。
- ④機能訓練 機能訓練室にて利用者の状況に応じて機能訓練を実施します。
- ⑤レクリエーション お楽しみ会等を定期的実施しています。

4 利用料金

指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領に該当しない場合には介護報酬告示上の額とします。

○介護報酬告示額（多床室利用料）

1) 基本サービス料金

介護区分	多床室 利用料 (円/日)	利用者負担分	
		法定代理 受 領	法定代理 受領以外
要介護1	6,030	603	6,030
要介護2	6,720	672	6,720
要介護3	7,450	745	7,450
要介護4	8,150	815	8,150
要介護5	8,840	884	8,840

2) 加算料金等

加 算 区 分	料 金 (円/日)
サービス提供体制加算 I	22
夜勤職員配置加算	15
送迎加算	184(片道につき)
介護職員処遇改善加算 (I)	基本サービス費+総加算に14.0%を乗じた金額

その他の費用

所得段階	居住費 (円/日)	食 費			
	多床室	日額	朝食	昼食	夕食
第1段階	0	300	310	580	555
第2段階	430	600			
第3段階①	430	1,000			
第3段階②	430	1,300			
第4段階	915	1,445			

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額となります。

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者またはその家族は、体調の変化があった際には施設の従業員へご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員へ声を掛けてください。
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 消防訓練及び非常災害対策

施設では、消防訓練及び非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置については消防訓練計画及び事業継続計画を策定し、職員及び利用者へ周知徹底を図るため、定期的に訓練を実施します。事業継続計画については非常災害時、感染症蔓延時に対応するものとします。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を従業員との雇用契約の内容としています。

10. 高齢者虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために虐待防止に関する責任者を選定しております。又、各棟の虐待防止委員を虐待防止担当者とし適切な支援の実施に勤めます。

虐待防止委員会運営責任者 施設長 樋口大祐

研修などを通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努め、従業員が支援に当たった際の悩みや苦勞を相談できる体制を整え、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境を整備します。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、従業員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談 窓口担当者 鶴田 博美（生活相談員） 犬童 徹（生活相談員）

ご利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 0966-43-3151

※苦情処理第三者委員

氏名	役職
右田 秀美	監事
村井 信照	評議員

※行政機関の苦情受付

1. 湯前町役場保健福祉課

住所 熊本県球磨郡湯前町1981番地1

電話 0966-43-4112

2. 国民健康保険団体連合会

住所 熊本市健軍2丁目4番10号

電話 096-214-1101

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明し交付しました。

施設

所在地 熊本県球磨郡湯前町836番地

施設名 社会福祉法人 絃健会 特別養護老人ホーム 福寿荘

説明者 生活相談員 犬童 徹 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明書を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印（続柄： ）